

清泉クリニック整形外科 通所リハビリテーション・訪問リハビリテーション 【運営規定】

1 事業者

事業者名	医療法人社団SEISEN
所在地	静岡県駿東郡清水町柿田191番地の1
連絡先	055-981-1936
代表者	理事長 協元順一
設立日	平成18年6月1日

2 事業所概要

事業所名	清泉クリニック整形外科 通所リハビリテーションせいせん
所在地	静岡県駿東郡清水町柿田191番地の1
連絡先	電話 055-971-3966 / FAX 055-971-3966
管理者	院長 池袋 泰三
サービス種類	通所リハビリテーション / 訪問リハビリテーション
介護保険指定番号	2211310293
利用者定員	各回34名（通所リハビリ）
専用部屋面積	103.74㎡
通所リハサービス提供地域	清水町、長泉町、三島市、沼津市、（当施設より概ね5km圏内）、エリア外は別途相談
訪問リハサービス提供地域	清水町、長泉町、三島市、沼津市、（当施設より概ね5km圏内）、エリア外は別途相談
開設年月日	平成27年7月1日
利用時間(通所リハ)	午前 9:00～12:05 / 午後 1:30～4:35
利用曜日(通所リハ)	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜
利用時間(訪問リハ)	平日 9:00～18:00、土曜 9:00～13:00
利用曜日(訪問リハ)	月曜・火曜・水曜・木曜・金曜
休所日	土曜・日曜・祝日・年末年始

3 職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
医師	2 名	6 名	8 名
理学療法士（介護担当）	2 名	1 名	3 名
看護師	1 名	1 名	2 名
介護職員	2 名	10 名	12 名

4 各事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1) 通所リハビリテーションせいせん | ☎ 055-971-3966（担当：島谷・是村） |
| 2) 清泉クリニック整形外科 | ☎ 055-981-1936（担当：石井・是村） |
| 3) 居宅支援事業所 | |
| 4) 清水町 福祉介護課 | ☎ 055-981-8213 |
| 5) 長泉町 長寿介護課 | ☎ 055-989-5511 |
| 6) 沼津市 介護保険課 | ☎ 055-934-4836 |

7) 三島市 介護保険課

 055-983-2607

5 事業目的

要支援および要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所（介護予防）および訪問（介護予防）リハビリテーションを実施し、地域貢献に役立つことを目的とする。

6 運営方針

利用者に寄り添い、一人ひとりが「やりがい」や「生きがい」を見出してもらえるよう、常に取り組んでいきます。

7 サービス内容

医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が、ご利用者の状態に合わせたリハビリテーションを実施します。ご利用者がより自立した日常生活を営むことができるように、身体面では、関節拘縮予防・筋力や体力の改善を目的にサービスを提供します。尚、食事・入浴等のサービスは提供しておりません。
送迎については、通所リハビリテーションでは当施設から利用者ご自宅まで概ね半径5km圏内が送迎エリア、訪問リハビリテーションでは当施設から利用者ご自宅まで概ね半径5km圏内がサービス提供地域となりますのでご了承ください。

8 利用料金

- 1）費用：原則として、料金表に記載されている利用料金（基準料金の1割・2割・3割）が利用者負担になります。
清水町は地域区分が「7級地」であるため、単位数に10.17を乗じた金額が料金となっておりますが、実際の利用者負担額は多少の差額が発生することがございます。ご了承ください。
- 2）支払方法：毎月月末締めとし、翌月15日までに当月料金を請求いたしますので、
25日までに予め指定した方法でお支払いください。
①指定口座より引落(手数料は別途負担)
②現金

3）料金表

（1）予防通所リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	要支援1	2,268 円	4,536 円	6,804 円	1月につき、1回以上利用した料金
	要支援2	4,228 円	8,456 円	12,684 円	
	12月超減算 要支援1	-120 円	-240 円	-360 円	利用開始月から12月を超えた場合、月1回減算
	12月超減算 要支援2	-240 円	-480 円	-720 円	利用開始月から12月を超えた場合、月1回減算
	科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	LIFEヘデータを提出した場合、月1回加算
	介護職員等処遇改善加算Ⅴ3	所定単位数×7.3%			1回/月 ※2025年3月まで
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×8.3%			1回/月 ※2025年4月より

(2) 通所リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	要介護1	486 円	972 円	1,458 円	利用3時間以上4時間未満 1回の利用料金
	要介護2	565 円	1,130 円	1,695 円	
	要介護3	643 円	1,286 円	1,929 円	
	要介護4	743 円	1,486 円	2,229 円	
	要介護5	842 円	1,684 円	2,526 円	
	科学的介護推進体制加算	40 円	80 円	120 円	LIFEヘデータを提出した場合、月1回加算
	送迎減算	-47 円	-94 円	-141 円	1回につき
	リハビリテーション提供体制加算	12 円	24 円	36 円	1回につき
	介護職員等処遇改善加算V3	所定単位数×7.3%			1回/月 ※2025年3月まで
	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数×8.3%			1回/月 ※2025年4月より

(3) 介護予防訪問リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	訪問リハビリテーション料 (予防)	298 円	596 円	894 円	298単位/20分
	12月超減算 (予防)	-30 円	-60 円	-90 円	-30単位/20分 12ヶ月以上継続利用した場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円	12 円	18 円	6単位/20分

(4) 訪問リハビリテーション

該当	サービス項目	1割負担	2割負担	3割負担	備考
	訪問リハⅠ	308 円	616 円	924 円	1回20分 (307単位) の利用料金
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	6 円	12 円	18 円	6単位/20分

4) 介護保険給付対象外サービス利用料金は、全額利用者の負担になります。

該当	項目		金額	備考
	雑費	1 回につき	150 円	お菓子、イベント代等
	送迎費用	1kmあたり	100 円	当施設より 5 km以上の場合
	複写物	1枚につき	10 円	カルテ開示等希望があった場合
	おむつ代	1枚につき	150 円	紙おむつ
	尿パッド	1枚につき	100 円	

5) キャンセル料：ご利用者都合でサービス中止する場合は、下記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

①ご利用日の前営業日の12時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の前営業日の12時までにご連絡がなかった場合	介護保険にて定める料金の50%

9 ご利用際の必要物品

1) 通所リハビリ：上履き、タオル (1枚)、バスタオル (1枚)、コップ又は水筒、オムツ (必要な方のみ) など

10 非常災害対策（通所リハビリ）

- 1) 災害時の対応：自然災害、火災、その他の防災対策については、計画的防災訓練を行い職員がいかなる時も、緊急に対応出来るよう整備を行う。
- 2) 防災設備：消火栓、消火器、非常階段、非常誘導、車いす、担架など具備
- 3) 防災訓練：防災、通報、消火訓練を年間2回以上実施

11 緊急時の対応

- 1) 風邪、病気の際はサービスをお断りすることがあります。
- 2) 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更又は中止をすることがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- 3) 当時業者におけるサービス提供中に、利用者に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

12 衛生関管理

- 1) 施設ならびに飲用に供する水について衛生的な管理を実施する。
- 2) 施設での感染症の発生、又はまん延を予防するための定期的な委員会を開催する。
- 3) 職員に定期的な研修および訓練を実施する。（年1回以上）

13 高齢者虐待防止対策

- 1) 利用者に対する虐待行為、あるいは徴候がみられないか定期的にモニタリングを実施する。
- 2) 職員に定期的な研修を実施する。（年1回以上）
- 3) 虐待を受けた、その疑いがある利用者を発見した場合、虐待防止委員会による調査を行い、虐待が疑われる場合、速やかに市町村に通報する。

14 身体拘束の適正化

- 1) 身体拘束は原則行わないが、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶと考えられる場合、利用者に説明と同意を得た上で、必要最小限の範囲で実施する。
- 2) 身体拘束を行った場合、日時・理由及び様態等について記録する。
- 3) 身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に実施する。

15 事業継続計画（BCP）

- 1) 利用者の移住地の自然災害リスクを把握し、有事の際に活用する。
- 2) 利用者の感染症リスクや医学情報を事前に把握し、有事の際に活用する。
- 3) 自然災害、感染症等で等事業所でのサービス提供が困難となった場合、代替サービスを提示する。
- 4) 職員に定期的な研修および訓練を実施し、必要に応じて計画を見直す。（年2回以上）